保険·年金 フォーナ

IAIGs の指定の公表 に関する最近の状況(15)

-19 の国・地域からの 61 社に-

中村 亮一 客員研究員

E-mail: <u>nryoichi@nli-research.co.jp</u>

1―はじめに

各国・地域の保険監督当局等による IAIGs(国際的に活動する保険グループ)の指定を巡る状況に ついては、これまでの保険年金フォーカスで適時報告してきた。

例えば、2023 年には、「IAIGs の指定の公表に関する最近の状況 (7) -52 の IAIGs を指定一」 (2023.2.24)、「IAIGs の指定の公表に関する最近の状況 (8) -3 社が新たに追加されて、IAIGs は 55 社に-」(2023.11.7)、「IAIGs の指定の公表に関する最近の状況 (9) -IAIGs は 19 の国・地域か らの 56 社に一」(2024.1.15) を報告した。また、2024 年に入ってからは、「IAIGs の指定の公表に関 する最近の状況(10)-IAIGs は 19 の国・地域からの 57 社に-」(2024.2.16)、「<u>IAIGs の</u>指定の公 表に関する最近の状況(11) - 住友生命が新たに IAIG に指定されて IAIGs は 19 の国・地域からの 58 社に- (2024.7.31) 及び「IAIGs の指定の公表に関する最近の状況(12) -新たに2社が指定、 1 社が指定解除されて IAIGs は 18 の国・地域からの 59 社に一」(2024.11.19) を報告した。さらに、 2025年に入ってからは、「IAIGs の指定の公表に関する最近の状況(13) -新たに1社が指定されて IAIGs は 19 の国・地域からの 60 社に一」(2025.6.5)、「IAIGs の指定の公表に関する最近の状況(14) -19 の国・地域からの 60 社全ての IAIGs のグループ名が公開された-」(2025.7.3) を報告した。

今回、IAIS(保険監督者国際機構)は、IAIGsの指定に関する情報を更新しているので、その内容 を報告する。

2—IAIGs とは

まずは、これまでのレポートの繰り返しになるが、IAIGs について説明しておく。

IAIGs というのは、英語で「Internationally Active Insurance Groups(国際的に活動する保険グ ループ)」と呼ばれており、その言葉通りに、「国際的に有意なレベルで保険事業活動を展開している 保険グループ」のことを指している。その具体的な選定基準については、IAIS が定量的基準等を定め ている。また、IAIGsに対しては、特別な監督・規制が行われることになっている。

1 | IAIGs の選定基準

IAIGs の選定基準のうちの定量的基準は以下の通りとなっている。

国際的活動 \bigcirc

- ・3つ以上の管轄区域において、保険料が計上されていること、及び
- ・本店所在管轄区域外の GWP (Gross Written Premium:総収入保険料) のグループ全体の GWP に対する割合が 10%以上
- ② 規模(3年移動平均)
- ・総資産が500億米ドル以上、又は
- ・全体の GWP が 100 億米ドル以上

ただし、これらの定量的基準に関わらず、グループ全体ベースで IAIGs の監督に対して責任を有 している GWS (グループ全体の監督者) が、限定された状況において、グループが IAIGs とみな されるかどうかを判断するための裁量権を有している。例えば、(a) 自国の保険事業活動が重大で ある場合、(b) 合併及び買収あるいは売却等により、近い将来に基準を満たすあるいは満たさなく なる場合、等が想定されている。

2 | 今回の IAIGs の指定に関する情報の公表

GWS が、IAIGs の指定を公表するが、場合によっては、この開示が法的変更又は規制措置を必要 とすることがある。

IAIS は、このコミットメントを達成するための GWS の進捗状況を監視する。IAIS は、GWS に よって公開された IAIGs の公開登録を編集する。登録簿には、公開された IAIGs の数と IAIGs の 基準の充足又は監督裁量の行使に基づいて GWS により特定された IAIGs の総数を比較した情報が 添付されることになっている。

3 | IAIGs に対する監督・規制

IAIGs の監督のための共通の枠組みとして、IAIS は、2019 年 11 月に、ComFrame (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups: 国際的に活動する保 険グループの監督のための共通の枠組み)を採択している。

この ComFrame の中で、IAIGs に対する監督・規制内容としては、(1)監督当局の枠組み(監督カ レッジの組成や危機管理グループ (CMG) の設立)、(2)資本規制、(3)再建・破綻処理計画、(4)グルー プガバナンス、(5)ERM (統合的リスク管理)、等が挙げられている。

また、2024年12月には、ComFrameの改定が行われ、ICP(保険資本基準)に関する規定等が追 加されている。

3─IAIS による IAIGs の指定に関する登録簿の最新情報

IAIS は、IAIGs の指定に関して、2025 年 9 月 22 日時点での情報の更新¹を行っているので、ここ

¹ Register-of-Internationally-Active-Insurance-Groups-IAIGs.pdf



ではその内容を報告する。

1 | 今回の情報更新に基づいて、IAIGs に指定された保険グループの状況

今回の情報更新では、米国からの1社(W.R.Berkley Corporation)が新たにIAIGとして指定され たことが公表されて、全体で19の国・地域からの61社がIAIGsに指定されたことになった。

その管轄区域別の内訳は、以下の図表の通りとなっている(下線部が前回のレポートの報告からの 変更箇所である)。

管轄区域	IAIGs数	グループ名
フランス	8	AXA、BNP Paribas Cardif、CNP Assurances、COVEA
		Crédit Agricole Assurances、GROUPAMA、SCOR、SOGECAP
英国	5	Aviva plc、British United Provident Association Limited
		Legal & General Group Plc、M&G plc、Phoenix Group Holdings plc
ドイツ	3	Allianz SE、HDI Haftpflichtverband der Deutschen Industrie V.a.G.
		Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft Aktiengesellschaft
オランダ	1	NN Group N.V.
イタリア	1	Assicurazioni Generali S.p.A.
スペイン	1	Grupo Mapfre
ベルギー	1	Ageas SA/NV
オーストリア	1	Vienna Insurance Group AG Wiener Versicherung Gruppe
スウェーデン	1	Nordea Liv
スイス	5	Baloise Group、Helvetia Group、Swiss Life Group、Swiss Re Group
		Zurich Insurance Group
米国	<u>13</u>	Athene Holding Company, American International Group (AIG), Berkshire
		Hathaway, Inc., Chubb Group of Companies, CNA Financial
		Fairfax Financial Holdings Limited
		Liberty Mutual Insurance Group, Markel Group, MetLife, Inc., Pacific Life
		Prudential Financial, Inc., Reinsurance Group of America, Incorporated W.R.Berkley Corporation
カナダ	4	Canada Life Assurance Company、Intact Financial Corporation
		Manufacturers Life Insurance Company、Sun Life Assurance Company of
		Canada
バミューダ	4	Aegon Ltd., Arch Capital Group Ltd., Athora Holding Ltd., Resolution Life
		Group Holdings Ltd.
日本	5	Dai-ichi Life Holdings, Inc., MS&AD Insurance Group Holdings, Inc.
		Sompo Holdings, Inc., Sumitomo Life Insurance Company
4.8	1	Tokio Marine Holdings, Inc.
中国	1	China Re Group
香港	3	AIA Group Limited、FWD Group Holdings Limited、Prudential Plc
シンガポール	1	Great Eastern Holdings Group
オーストラリア	1	QBE Insurance Group Limited
南アフリカ	2	Old Mutual Limited、Sanlam Limited

2 | W.R.Berkley Corporation について

今回、新たに IAIG に指定された W.R.Berkley Corporation は、米国の Delaware 州が本籍で Connecticut 州に本社を置くスペシャルティ保険等に強みを持つ大手保険会社である。ニューヨーク

証券取引所に上場し、Fortune 500 企業で、S&P 500 にも選ばれている。

英国、欧州大陸、南米、カナダ、メキシコ、スカンジナビア、アジア、オーストラリアで商業保険 事業を運営し、米国、英国、欧州大陸、オーストラリア、アジア太平洋地域、南アフリカで再保険事業を展開している。

2024年の Annual Report によると、2024年の正味収入保険料は 11,972 百万ドル、2024年末の総資産は 40,567 百万ドルとなっている。

2025 年 3 月に、MS&AD Insurance Group Holdings Inc.の子会社の三井住友海上火災保険株式会社が W.R.Berkley Corporation の創業家と提携・協力関係を結ぶとともに W.R.Berkley Corporationに出資する(発行済普通株式の 15%を取得する)ことを公表している。

4-まとめ

以上、今回のレポートでは、IAISによる IAIGs の指定に関する最新情報について報告してきた。

これまでのレポートで述べてきたように、IAIGs の指定グループの数は、それぞれの国や地域における保険市場や保険グループの海外展開の状況、さらには保険監督当局のスタンス等を反映して、それぞれの国・地域自体の保険市場の規模や一般的に認識されている大規模な保険グループの数等とは必ずしもリンクする形にはなっていない。

なお、IAIGs の指定については、適宜見直しが行われていくことになっている。

買収や合併、さらには売却等の地域別の事業展開の見直し等のグループ会社の戦略や以前のレポートで報告した Prudential や Aegon に見られるようなグループの再編等に伴うグループ本社の管轄区域の変更等に伴って、IAIGs のリストへの新たな追加や削除等が行われていくことにもなる。

各管轄区域においては、今後も適宜、IAIGs の指定の見直し等が行われていくことが想定されることになる。

IAIGs の指定に関する状況は、IAIGs に対する監督・規制を巡る状況と共に、関係者の関心の高い 事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以上